

竜王町後援名義等の使用承諾および賞状交付に関する事務取扱基準

（趣旨）

第1条 この基準は、各種団体等（以下「団体等」という。）が主催する事業または行事（以下「事業」という。）において、竜王町（以下「町」という。）が行う後援、共催または協賛（以下「後援等」という。）の名義の使用の承諾および賞状の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- （1）後援 町が事業の趣旨に賛同の意を表することをいう。
- （2）共催 町が主催者の一員として事業の企画または実施に参画することをいう。
- （3）協賛 町が事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表し支援することをいう。
- （4）賞状 町が後援等に対し、名義の使用を承諾した事業において「竜王町長」の名により授与するものをいう。

（名義の名称）

第3条 承諾する後援等の名義（以下「後援名義等」という。）は、「竜王町」とする。

（対象団体等）

第4条 後援名義等の使用の承諾を受けることができる事業の主催者（共催の場合にあつては、町以外の共同主催者）は、次のいずれにも該当するものとする。

- （1）所在が明確である団体
- （2）組織体制、資金等において当該事業の遂行能力が十分であると認められる団体
- （3）次のいずれかに該当する団体

ア 国、地方公共団体またはこれに準ずる団体

イ 学校等の教育機関またはこれに準ずる団体

ウ 公益法人または特定非営利活動推進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に

規定する特定非営利活動法人

エ 地域振興に寄与すると認められる活動を継続的にを行っている団体

オ 教育、文化、スポーツ、福祉、環境等に関する活動を行っている団体またはこれに準ずる団体

カ 国または地方公共団体が構成員となっている実行委員会等

キ 報道機関

ク その他町長が適当と認める団体

(承諾の基準)

第5条 町が後援名義等の使用の承諾を行う事業は、次のいずれにも該当するものに限る。

- (1) 事業の目的および内容が明確で、町の施策の推進に寄与すると認められる事業
- (2) 原則として町民を対象または町民の参加が期待できる事業
- (3) 原則として滋賀県内が開催地である事業
- (4) 開催場所の公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられている事業
- (5) その他町長が適当と認める事業

2 前項の規定に関わらず、町を広く知らしめることができる場合は同項第1号から第3号までの規定は適用しない。

3 次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、後援名義等の使用を承諾しない。

- (1) 法令または公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれのある事業
- (2) 町の政治的中立性または宗教的中立性を損なうおそれのある事業
- (3) 営利または商業宣伝を主目的としている事業
- (4) 団体等の構成員相互の親睦を目的としている事業
- (5) 暴力団（竜王町暴力団排除条例（平成23年竜王町条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団員をいう。）と関係があるおそれのある事業
- (6) その他町政の運営に支障をきたすおそれがあると町長が認める事業

4 町長は、必要があると認めるときは条件を付して承諾することができる。

(賞状交付の基準)

第6条 町が賞状を交付する基準は、第4条および前条に該当し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町民に広く公募が行われ、団体等において厳正な審査が行われていること。
- (2) 賞状の交付の対象となるものが、町内に在住または所在するものであること。
- (3) 事業の内容が、本町のスポーツ、文化行政その他の行政施策と密接な関係を有するものであること。

(承諾の期間)

第7条 町が後援名義等の使用を承諾する期間は、承諾した日から事業が終了する日までとする。ただし、その期間は1年を超えないものとする。

(承諾の申請)

第8条 町の後援名義等の使用の承諾を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、後援名義等の使用について(申請)(様式第1号)または後援名義等の使用および賞状の交付について(申請)(様式第2号)に次の事項を記載した書類を添えて、当該事業の30日前までに町長に申請しなければならない。

- (1) 事業を主催する団体等の定款、会則または規約ならびに活動目的および活動内容を示す資料
- (2) 事業の目的を示した企画書、開催要項、事業計画書等
- (3) 収支予算書(寄付行為があればそれが分かるもの)
- (4) その他参考資料(チラシ、プログラム、パンフレット、前回事業の資料等)

(承諾の通知)

第9条 町長は、後援名義等の使用を承諾した場合は事業共催等承諾通知書(様式第3号)を、承諾しなかった場合は事業共催等不承諾通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(事業中止等の届出)

第 10 条 後援名義等の使用の承諾を受けた者（以下「後援名義等承諾者」という。）は、後援名義等の使用の承諾を受けた後に事業の中止または事業内容等に変更のあった場合は、速やかに町長にその旨を届け出なければならない。

（事業の完了報告）

第 11 条 後援名義等承諾者は、事業終了後 30 日以内に後援名義等の使用承諾事業の結果（報告）（様式第 5 号）に次の事項を記載した書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 後援名義等を使用した印刷物（プログラム、チラシ、チケット等）
- (3) その他資料

（承諾の取消し）

第 12 条 町長は、後援名義等の使用の承諾または賞状の交付をした後に、第 4 条、第 5 条または第 6 条に規定する基準に該当しない事実が判明したときは、事業共催等承諾取消通知書（様式第 6 号）を後援名義等承諾者に通知し、その承諾または交付を取り消すことができる。

2 前項の承諾または交付の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、町はその賠償の責めを負わない。

（取扱事務等）

第 13 条 後援名義等の使用の承諾および賞状の交付に関する事務については、未来創造課において処理するものとする。

（補則）

第 14 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この基準は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。